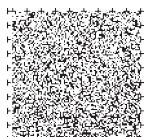


# 障害者差別解消の理解のために

ともに支えあいながら安心して生活できる社会づくりを目指して



平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。国、県や市町村などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、障害のある人に対して、障害を理由として差別することを禁止した法律です。障害のある人もない人も、全ての人がお互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。地域のみなさん一人ひとりが障害に関心をもち、どうすれば共に暮らしやすい社会になるのかを考え、行動していくことが大切です。



## 障害者差別解消法とは？

国、県や市町村などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、障害のある人に対して、障害を理由として差別することを禁止した法律です。正当な理由なく、サービスの拒否や制限、条件をつけることはできません。障害のある人もない人も全ての人がお互いに人格と個性を尊重しあいながら、共生できる社会をつくることを目的にしています。

## 障害のある人とは？



私たちの社会には、身体や知的、精神など様々な障害のある方々がいます。障害といっても、種類も程度も求められる支援も様々です。外見では分からないような難病の方もいます。この法律では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方」が対象になっています。障害者手帳をもっていない人も対象です。

## 社会的な障壁とは？

障害のある人が、日常生活や社会生活を送る上で、様々な困難や妨げ（バリア）になっているものをいいます。

### 物理的な障壁

歩道や出入口での段差や障害物など、物理的に利用しにくい施設や設備

### 制度的な障壁

障害があることを理由に資格や免許の取得を制限するような制度

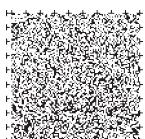
### 慣習による障壁

障害のある人のことを考えていないイベントや行事などでの慣習

### 意識の障壁

障害のある人に偏見を抱いて、一方的に同情することや、無視するようなこと

このような社会的な障壁を取り除き、暮らしやすい社会をつくることが必要です。国の施策として、「こころのバリアフリー」の取り組みも進められています。



この法律では、障害を理由とする差別として「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人に「合理的配慮を提供」することの2つを求めていきます。

## 「不当な差別的取扱い」とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、場所や時間帯を制限すること、条件をつけることなどをいいます。正当な理由がある場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解してもらうよう努めることが必要です。

### 例

- ◇ 受付の対応を後回しにしたり、拒否したりする。
- ◇ 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ◇ 障害を理由にお店に入れない、サービスの提供を拒否する。
- ◇ サービスの利用に際し、過剰な条件を求める。



## 「合理的配慮の提供」とは

障害のある人から、社会の中にある障害（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、配慮することが求められます。負担の重すぎない範囲での配慮となっていますが、できない場合には、障害のある人にその理由を説明し、理解してもらうよう努めることが必要です。

### 例

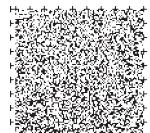
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。
- 障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。
- 意思を伝えるために絵や写真のカードやタブレット端末を使う。
- 資料にふりがなを付けるなど、簡単な言葉で具体的に表現する。



## この法律のポイント

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も民間事業者も禁止されています。行政機関は、合理的配慮をしなければならないことになっており、民間事業者はできるだけ努力することになっています。

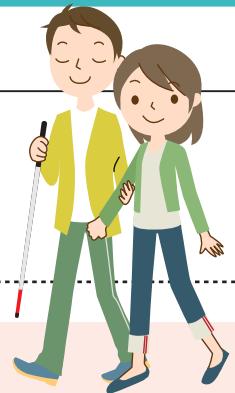
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関 (国・県・市町など)	禁止 してはいけない	法的義務 しなければならない
民間事業者 (会社・お店など)	禁止 してはいけない	努力義務 するように努力する



# 障害の特性と必要なサポート～障害のある人について理解を深めよう～

## 視覚障害

目が見えない、見えにくい、色の判別がしにくいなどの状態にあります。白い杖をもっていたり、盲導犬と一緒にいたりすることがありますが、外見では分からない人もいます。



### 必要な配慮の例

- 周りの状況が分からなくて困っているときは、声をかけてください。横断歩道や公共交通の場では、危険が伴うので特に配慮が必要です。
- 話しかけるときは、突然、体に触れずに、できるだけ前方から「何かお手伝いすることはありませんか？」などの声かけをして、どのような手助けが必要か確認してください。
- 資料は、読み上げたり、点字や拡大文字、テキストデータなどで内容を伝えてください。
- パンフレットや印刷物は、デザインやカラーなど視認性に配慮したものにしてください。
- 「こちら、あちら」などの指示語は使わず、「5m先を右」など具体的に説明してください。
- レストランでは、メニューを読み上げて内容を伝えたり、提供した食事の量や内容、食器の位置を具体的に伝えください。
- スーパーや百貨店では、価格や機能などの表示情報を読み上げて伝えたり、実際に触ってもらって形状や肌触りを確認してもらってください。
- 点字ブロックの上や通路などには通行の妨げになる物を置かないようにしてください。

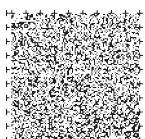
## 聴覚・言語障害

聴覚障害は、耳が聞こえない、聞こえにくい状態にあります。先天性のものと、事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴とがあります。

言語障害は、言葉の理解や表現が困難な言語機能の障害と、発音や発声だけがうまくできない音声機能の障害とがあります。聴覚障害と言語障害が重複することもあります。

### 必要な配慮の例

- 声をかけるときは、しっかりと顔を見て、ゆっくりと声をかけてください。
- 手話のほか、筆談やタブレット端末などによるコミュニケーション方法があるので、お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認してください。
- 緊急時や災害時の警報や情報が分からることがあるので、文字や画像等見える形で必要な情報を伝えください。
- チラシ等の問い合わせ先に、電話番号のほか、ファクシミリの番号やメールアドレスを記載してください。
- レストランや百貨店などでは、細かい注文にも対応できるよう、メモ用紙や筆談ボード、タブレットを用意してください。
- 講習会や会議などでは、要望に応じて、手話通訳や要約筆記を配置してください。

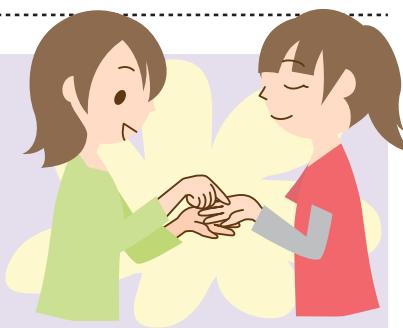


## 盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）

視覚と聴覚の両方に障害があり、触覚や残された視力、聴力を活用してコミュニケーションを取りますが、情報が極端に限られている状態にあります。

### 必要な配慮の例

- ひとりで困っている様子を見かけたら、手のひらに指先でゆっくり文字を書いたり、相手の指をとって机などに文字を書くなどをして、状況を確認してください。
- 見えかたや聞こえかたは様々なので、その人に合わせた会話の工夫が大切です。



## 肢体不自由

腕や手・足・体幹の機能の一部または全身に麻痺や損傷があり、立つ・座る・歩く・物を持つなどの日常の動作が困難な状態にあります。

### 必要な配慮の例

- 車いすや杖などを利用している方は、手すりやスロープの設置、扉の開閉、通路の幅、テーブルの高さなどに配慮が必要です。
- 障害者専用の駐車場や多機能型トイレは、必要な方を優先してください。
- 車いすを利用している方と話すときは、腰をかがめて相手の目線で話すように心がけてください。
- 手や指を使うことに不便を抱えている方がいます。文字を書く、お金を取り出すといったことが難しい場合には、本人に確認して、手助けをしてください。
- 電車の乗り降りや、建物の出入り、歩行などに時間がかかる方がいることを理解して、無理に急がせることはしないようにしましょう。
- 廊下などの歩行空間には、通行を妨げる物を置かないようにしてください。
- バスや電車、タクシーなど交通機関の乗降時には、必要な補助をしてください。
- スーパーや百貨店では、高い場所や低い場所にあって取りにくい商品は、代わりに取って渡してください。



## ・身体障害者補助犬について

- 障害のある方の日常生活をサポートするための補助犬で、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」がいます。障害のある方の日常生活のパートナーであり、人が入ることのできる場所へ同伴することができます。
- 「犬だから」という理由で、店舗などで受け入れを拒否することは禁止されています。補助犬は衛生面でも管理されており、サポートのための仕事をしています。触ったり、じっと見つめたり、話しかけたり、食べ物をあげたりしないように注意してください。



## 知的障害

知的能力の発達の遅れのため、日常生活や学習する時などに困難が伴います。複雑な会話や抽象的な概念を理解すること、自分の考え方や気持ちを表現するのが苦手なことがあります。

### 必要な配慮の例

- 話しかける時は、具体的にゆっくりと、ていねいに、分かりやすく説明するよう心がけてください。
- 質問する場合、答えやすい聞き方をするようにしてください。また、相手がゆっくり考えて答えることができるようには慌てず待ちましょう。
- 難しい漢字は分からない、長い文章は理解できないことがあるので、漢字にはルビを振る、長い文章は短く分かりやすい文章にするなどの工夫をしてください。
- 災害時や緊急時など、状況の変化に対応できず、パニック行動(ひっくりかえる、泣きわめくなど)が起きる場合があります。その場合は静かで落ち着ける場所を確保してください。
- 絵や写真なども用い、本人にとって分かりやすい、伝わりやすい方法と一緒に考えましょう。



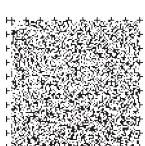
## 発達障害

脳機能の発達が関係する生まれつきの障害で、次のようなものがあり、重複して現れることや知的な遅れを伴うこともあります。

広汎性発達障害	自閉症やアスペルガー症候群などがあり、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、こだわりなどがあります。
注意欠陥多動性障害 (A D H D)	不注意(集中できない)、多動・多弁(じつとしていられない)、衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)などがあります。
学習障害 (L D)	知的な遅れはありませんが、「読む」「書く」「計算する」などの特定の能力に著しい困難があります。

### 必要な配慮の例

- 新しい予定が入るときや、予定の変更への対応が難しい場合があるので、事前に具体的に説明しましょう。
- 一度に複数の事柄を扱うことが難しい場合があるので、ひとつずつ順を追って簡潔に話をしてください。
- 整理整頓が苦手な場合には、一緒に片づけたり、身の回りをすっきりさせることで集中できることもあります。
- 同じ間違いを繰り返したり、決まり事が守れなかったり、衝動的に行動してしまい、周りの人に誤解されてしまうこともあります。言葉と同時に絵や文字で視覚的に伝えると、ルールが伝わりやすくなる場合もあるので、本人に合った適切な方法を工夫してください。
- 発達障害は、脳の機能障害によって生じるもので、親の育て方や本人の努力不足によるものではないことを理解してください。
- 障害特性による困難がある反面、優れた能力を持つこともあります。本人の得意なこと、強みを尊重してください。



## 精神障害

うつ病や統合失調症などの精神機能の障害により、幻覚や妄想、不安や不眠など、日常生活や社会参加に困難が生じ、生活のしづらさを抱えています。

### 必要な配慮の例

- 無理な励ましは、本人の過剰なストレスになることがあります。本人の気持ちを大切にして、本人のペースに合わせたサポートが必要です。
- 服薬の中止や多少のストレスにより、症状が再発することがあります。具体的なストレスの内容に合わせた対応や病気への理解など、周囲のサポートが必要です。
- 不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。相手が伝えたいことをゆっくりと根気よく傾聴するようにしましょう。



## 内部障害

心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、腎臓など体の内部に疾患があるため、日常の生活に困難がありますが、外見からは障害が分かりづいため、周囲の人に理解してもらいにくい場合があります。

### 必要な配慮の例

- 腎臓機能障害のある方は人工透析治療のため、定期的な通院への理解と時間の配慮が必要です。
- 呼吸器機能障害のある方は、たばこの煙などに大きな影響を受けることに配慮してください。
- 人工肛門・人工ぼうこうを使用している方(オストメイト)は、専用のトイレが必要です。



## 高次脳機能障害

脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障害や、事故による脳外傷などにより、言語、認知、記憶などの機能に障害が生じます。外見では分かりにくく、「見えない障害」とも言われています。

### 必要な配慮の例

- 約束や予定を忘れてしまったり、何度も同じ事を繰り返し聞いてしまう時があるので、紙に書いて渡すなど状況に合わせた対応をしてください。
- 集中力を持続することが苦手な場合もあるので、適度に休憩を入れるようにしてください。



## 難 病

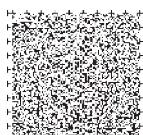
発病の原因が不明で治療方法が確立していない疾病です。難病には様々な種類、特性があります。症状が進行しやすかったり、日によって症状が変化したりするなどの特徴があります。

### 必要な配慮の例

- 外見からは分からない病気の症状(痛みやしごれ、疲れやすさ、食事の制限など)がある方もいます。疾病的特性や身体の状態を正しく理解したうえで、その人に合わせた配慮が必要です。
- 長時間の立位での作業は控え、体調がすぐれない時には休憩できる場所を確保してください。



障害は多種多様で、同じ障害でも人によって状態が違い、必要な支援も違います。どの人も平等に、地域社会で生活する権利があります。



障害を理由とする差別に関する相談は、以下の相談窓口にご相談ください。

### 県における相談窓口

名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
石川県障害者権利擁護サポートデスク	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1464	076-225-1429

### 市町における相談窓口

市町名	名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
南加賀	小松市	ふれあい福祉課	小松市小馬出町91番地	0761-24-8052 0761-23-0294
	加賀市	ふれあい福祉課	加賀市大聖寺南町二41番地	0761-72-7852 0761-72-7797
	能美市	福祉総合支援センター	能美市来丸町1110番地	0761-58-2231 0761-58-2294
	川北町	保健センター	能美郡川北町壹ツ屋196番地	076-277-1111 076-277-8355
石川中央	金沢市	障害福祉課	金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2289 076-232-0294
	かほく市	健康福祉課	かほく市宇野気二71番地2	076-283-7120 076-283-4116
	白山市	障害福祉課	白山市倉光二丁目1番地	076-274-9526 076-275-2211
	野々市市	福祉総務課	野々市市三納一丁目1番地	076-227-6063 076-227-6251
	津幡町	福祉課	河北郡津幡町字加賀爪二3番地	076-288-2458 076-288-4354
	内灘町	福祉課	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6703 076-286-6704
能登中部	七尾市	福祉課	七尾市御祓町1番地	0767-53-8464 0767-53-5990
	羽咋市	健康福祉課	羽咋市旭町ア200	0767-22-3939 0767-22-1048
	志賀町	健康福祉課	羽咋郡志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9131 0767-32-0288
	宝達志水町	健康福祉課	羽咋郡宝達志水町門前サ11番地	0767-28-5506 0767-28-5569
	中能登町	住民福祉課	鹿島郡中能登町能登部下85部1番地	0767-72-3135 0767-72-3794
能登北部	輪島市	福祉課	輪島市ニツ屋町2字29番地	0768-23-1161 0768-23-1196
	珠洲市	福祉課	珠洲市上戸町北方1字6番地の2	0768-82-7748 0768-82-8138
	穴水町	住民福祉課	鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地	0768-52-3650 0768-52-4002
	能登町	健康福祉課	鳳珠郡能登町字松波13字75番地	0768-72-2503 0768-72-8002

### 他の相談窓口

名 称	住 所	電話番号	備 考
石川県教員総合研修センター	金沢市高尾町ウ 31 番地 1	076-298-1729	教育に関すること
石川県消費生活支援センター	金沢市戸水 2 丁目 30 番地	076-267-6110	消費生活に関すること
金沢地方法務局 人権擁護課	金沢市新神田 4 丁目 3 番 10 号	076-292-7804	人権に関すること

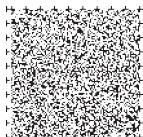
※雇用に関するることは、各ハローワークにご相談ください。

### 「県政出前講座」の紹介

県が行っている事業や取り組みについて、県民の皆さまのところに職員が出向いて説明する講座です。この講座のテーマのなかに『障害者の差別解消』がありますので、職場などでの団体でお申し込みいただければ、職員が法律や制度の内容について詳しく説明しますので、ぜひご利用ください。

#### お申し込み・お問い合わせ先

石川県県民交流課広報広聴室 TEL.076-225-1362 FAX.076-225-1363



### 石川県健康福祉部障害保健福祉課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL.076-225-1428 FAX.076-225-1429

Email : shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp